

事 務 連 絡
平成28年3月29日

各病院・指定された診療所 御中

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

がん登録オンラインシステムの構築に伴う届出対象情報の提出方法について

がん対策の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）に基づき、病院又は指定された診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、平成28年中に当該病院等における初回の診断を行った原発性のがんに関する届出対象情報（以下「情報」という。）を、平成29年12月31日までに都道府県知事へ届け出ることとなっております。

厚生労働省では、情報漏えいの防止や都道府県・病院等の事務負担軽減のため、病院等と都道府県をネットワークでつなぎ、オンラインで情報を届け出ることのできるシステム（以下「がん登録オンラインシステム」という。）を構築し、平成29年度から利用を開始する予定です。がん登録オンラインシステムの具体的な仕様は現在検討中ですが、インターネット回線と標準的なスペックのパソコンがあれば利用可能となります。

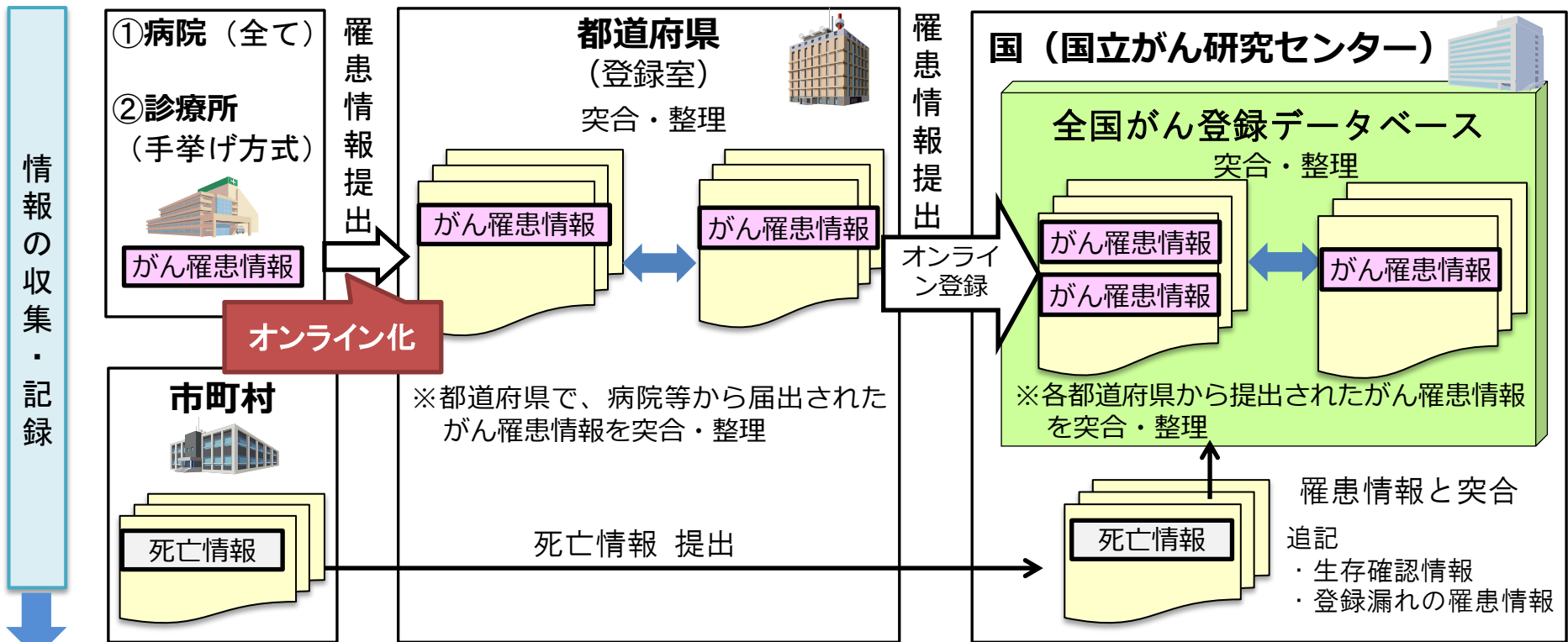
病院等から都道府県に対しては、随時、情報を届け出ることができますが、がん登録オンラインシステムを活用して届出することにより、情報を安全に移送できるとともに、情報の精度向上及び事務の効率化につながると考えられることから、可能な限り平成29年度以降にがん登録オンラインシステムを活用して届出を行うよう、御協力をお願いいたします。

全国がん登録の円滑な実施のため、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

がん登録オンラインシステム

- がん登録推進法において、病院等はがんの患者を診断した際、罹患、診療、転帰等に関する情報を都道府県に届け出て、都道府県はがん罹患情報の突合及び整理を行い、国に提出することとなっている。
- 現状では、病院等は電子媒体や紙媒体を都道府県に提出し、都道府県はそれらを元に全国がん登録データベースへ入力する作業が必要。また、情報の移送における紛失、盗難等の恐れがあり、ウイルス感染、情報漏えいのリスクが高い。
- そこで、病院等と都道府県をネットワークでつなぎ、オンラインで情報を届け出ることのできるシステムを構築することで、**届出情報を安全に移送するとともに、登録情報の精度向上及び事務の効率化を図る**。

※都道府県から国への届出においてはオンライン登録の仕組みを構築済み ※国立がん研究センターへ委託 ※平成29年度から運用開始予定



※医療機関の管理者は、がん登録推進法で、がん罹患情報を都道府県知事に届け出ることが義務付けられている

- 国・都道府県等 ⇒ がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関 ⇒ 患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者 ⇒ がん医療の質の向上等に貢献

情報の収集・記録

情報の活用